我が国の景気は、緩やかに持ち直しつつある。この傾向を確実なものとし、デフレからの脱却と、その後の持続的成長を実現するためには、今後とも国・地方が一体となって経済の再生に取り組むことが必要である。

我が国において、住民に身近な行政サービスの主な担い手は地方自治体である。住民の生活の安心・安全を確保しつつ、人口減少や少子高齢化など地域ごとの課題解決にチャレンジし、地域の特性を活かした産業や雇用を生み出す、元気で豊かな地域をつくらなければならない。特に、喫緊の課題である地方創生については、地方版総合戦略の策定など、取組が開始されたところである。そうした様々な取組による地域経済の再生が、日本経済の再生に大きく貢献することが期待される。

一方、我が国の財政状況は、社会保障関係費の増加や景気の低迷に伴う税収の減少等により、公的債務残高が累増するなど危機的な状況にあり、国・地方を通じた財政健全化への一層の取組が求められている。近く、政府は、いわゆる骨太の方針の中で、2020年度の財政健全化目標を達成するための計画を策定することとしているが、国の財政と並ぶ車の両輪として重要な役割を担う地方財政についても、大きな項目の一つとして議論が行われている。

このような状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿と地方財政の姿を掲げた上で、経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一　目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1　目指すべき地域の姿

⑴　住民生活の安心の確保

目指すべき地域の姿の一つ目の柱は、住民の満足度を高めて幸せをもたらし、多様なセーフティネットを築いて住民の安心をもたらすことである。

我が国では、住民への行政サービス提供の主な担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料１）。

人口減少や少子高齢化、雇用環境や産業構造の変化、防災・減災の必要性の高まりなど社会情勢が変化する中で、住民に身近な存在である地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、住民の幸せと安心を確保することが重要である。幸せと安心が確保されることで、人々は新たな企業活動や果敢なチャレンジに取り組むことができ、そうして生まれる活力に満ちた産業の展開や雇用の創出、地域課題の解決等が地域経済の再生をもたらす。

⑵　地方創生の推進

目指すべき地域の姿の二つ目の柱は、地方の創生である。急速に人口減少・高齢化が進行している中、人口減少を克服し、地方創生を推進することは、我が国の重要課題である。地方創生の推進により、地方での新しい雇用の創出が、地方への新しい人の流れを創出するという、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することが期待される。

地方創生については、国と地方の役割分担の下、地域の実情を踏まえ地方の創意と責任で推進することが重要である。また、人口減少の克服のように構造的な課題の解決のためには、分野横断的な取組や長い時間が必要となる。このため、地方創生の推進にあたっては、地方自治体が各分野の施策を有機的に関連づけて、総合的に取り組むとともに、国において、こうした取組を息長く支援していくことが必要である。

このほか、地方自治体間の連携や公共施設等の適正配置の推進のように、人口減少社会において、地方自治体がいかにして公共サービスを安定的に提供していくかという視点も重要となる。

2　目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するためには、地方自治体が、教育や福祉などの様々な行政サービスを安定的に提供することが求められる。

さらに、地域社会が多様化する中にあって、住民のニーズに基づき効果的・効率的な事業を選択し、創意工夫を凝らして主体的に地域におけるセーフティネットの提供や課題の解決などに取り組むことが重要である。そのため、地方への義務付け・枠付けの見直しや地方の提案に基づく権限移譲などの地方分権を一層推進することが必要である[1]。

こうした地域の実情に基づく行政サービスを、安定的かつ効果的に提供するためには、持続可能な、しっかりした財政的基盤の構築が不可欠であり、必要な地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保する必要がある。その際、地方税の一層の充実を図るとともに、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

その上で、偏在性の小さい地方税体系を構築してもなお、税源の偏在は残ることから、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮される必要がある。

⑵　地方財政の健全化

安定的な財政基盤を持続的に確保することにより、行政サービスの主たる担い手である地方自治体がその役割を適切に果たすことで、住民に幸せと安心をもたらし、新たな企業活動や地域のチャレンジへとつなげていくことが可能となる。

しかしながら、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成８年度以降連続して巨額の財源不足が生じており、交付税特別会計借入金や特例的な地方債の増発等によってこれを補填してきた。その結果として、平成27年度末において、約33兆円の交付税特別会計借入金残高や約50兆円の臨時財政対策債残高を含む地方の債務残高は、199兆円にまで累増した（資料２）。このように巨額の財源不足が続いていることから、地方財政は、依然として厳しい状況にある。

地方財政の本来の姿は、臨時財政対策債等の特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。特例的な地方債への依存を早急に改善するとともに、極めて大きな地方の債務残高を計画的に引き下げる必要がある。

このため、地方財政の健全化を図ることが重要であり、歳出の重点化・効率化に取り組むことが求められる。その際、地方歳出の大半は、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）や、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）、国庫補助関連事業であるため（資料３）、国の法令、制度、予算等の見直しが行われることが不可欠である。

第二　地方税財政改革の方向

1　一般財源総額の確保

⑴　地方の役割を踏まえた地方財源の確保

①　地方財源不足の存在

（地方財政の現状）

過去10年間の歳出の推移を見ると、国の歳出は、社会保障関係費の増により全体として増加している。一方、地方財政計画における地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）の減で吸収しており、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいである（資料４）。このように、地方は、住民に身近な存在として、住民の選択に基づき、これまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきた。

また、バブル崩壊後の税収の落ち込みや、景気対策・減税等の国の施策への対応等を背景として、平成８年度以降継続して、地方交付税法第６条の３第２項の規定（毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方団体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合）に該当する巨額の財源不足が生じてきた。リーマンショックによる景気後退により拡大した財源不足は、近年、税収が回復基調にあることから縮小しているものの、平成27年度においても、未だに7.8兆円の財源不足が存在している（資料５）。